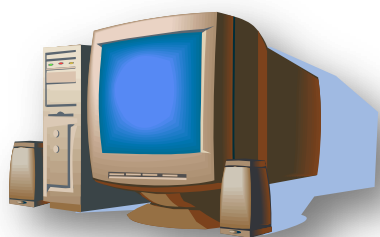


## 申請手続きの流れ(道路工事等)

### 1 申請

- (1) 道路工事等承認申請書を1冊作成してください。
- (2) 道路使用許可申請書を2冊作成してください。(片方に収入証紙を貼付けし、割印してください。)
- (3) 各々に必要な添付書類を付してください。
- (4) 全ての書類を土木事務所に提出してください。(郵送でも可能です。)



### 2 書類審査

- (1) 書類審査は、申請を受付した日から、概ね2~3日程度で完了します。お急ぎの場合は土木事務所までご相談ください。
- (2) 道路使用許可申請書は、書類審査が完了した後、毎週木曜日に土木事務所が代行して厚別警察署へ提出します。
- (3) 書類内容の修正、変更等を適宜指示する場合があります。



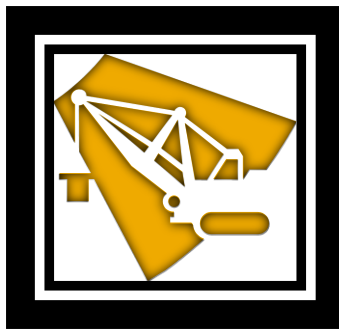
### 3 許可(道路使用)

- (1) 厚別警察署が、提出された道路使用許可申請書の内容に問題がないと判断した場合は、毎週月曜日に道路使用許可の申請者宛てに、道路使用許可証が発行されます。
- (2) 道路使用許可の申請者は、発行された道路使用許可証を、厚別警察署まで受取りに行ってください。



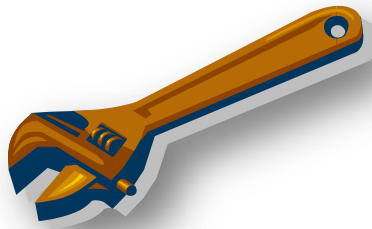
#### 4 承認(道路工事等)

- (1) 土木事務所が、提出された道路工事等承認申請書の内容に問題がないと判断した場合は、道路工事等承認の申請者宛てに、道路工事等承認書を発行します。
- (2) 道路工事等承認の申請者は、発行された道路工事等承認書を、土木事務所まで受取りに来てください。
- (3) 道路工事等承認書の郵送をご希望の場合は、返信用の封筒を土木事務所に提出してください。



#### 5 着手届

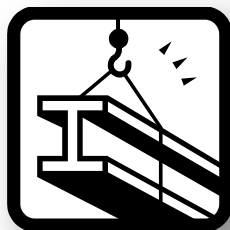
- (1) 道路工事等に着手する前に、着手届を提出してください。



#### 6 工事期間中

- (1) 仮復旧等を含む未完了の工事箇所は、承認者の責任において管理しなければなりません。路面状態を常に監視し、事故等の防止に努めてください。
- (2) 冬期間(概ね12月1日から翌年の3月31日までの間)に道路工事等を

行なう場合、工事箇所及び道路工事等により市が行なう道路の除排雪が困難になる区間は、工事の期間中、承認者の責任において除排雪しなければなりません。



## 7 完了検査

- (1) 道路工事等が終了した後は、完了届を提出し、直ちに完了検査を受けてください。
- (2) 完了検査に合格するまでの工事箇所は、承認者の責任において管理しなければなりません。
- (3) 工事が軽易な場合は、工事写真等の書類審査のみとなります。

